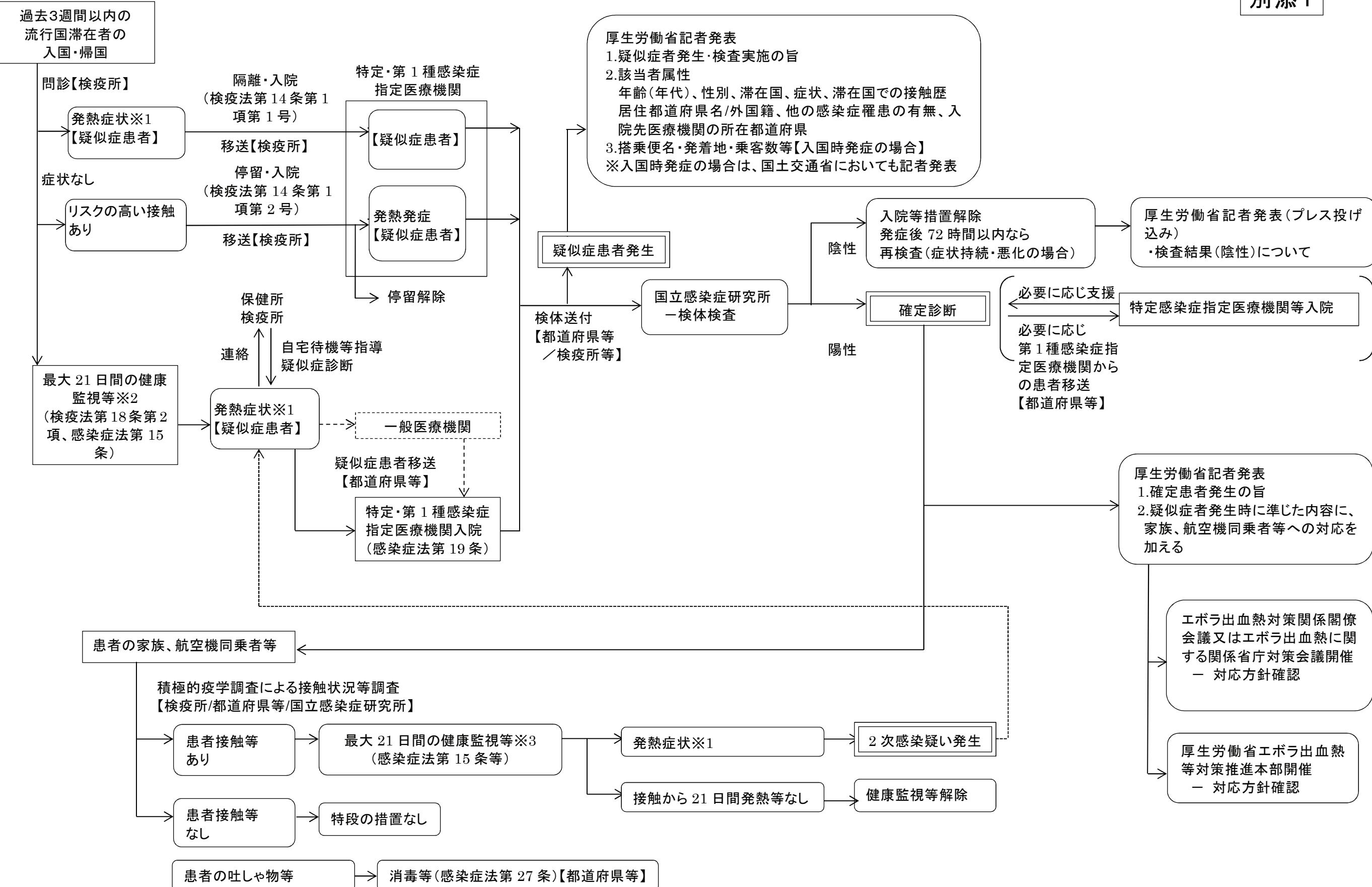


エボラ出血熱検疫時及び国内患者発生時の全体フローチャート(暫定版)

別添1



※1 38°C以上の発熱症状がある者

・到着前21日以内にエボラ出血熱患者(疑い患者を含む。)の体液等(血液、体液、吐物、排泄物など)との接触歴(感染予防策の有無を問わない。)があり、かつ、体熱感を訴える者

※2 エボラ出血熱の流行国からの出国後、最大21日間(エボラ出血熱の最大潜伏期間)、検疫所に対し、毎日、体温、症状の有無等を報告。さらにリスクに応じて具体的な対応を実施(別紙)。

※3 患者に接觸後、最大21日間(エボラ出血熱の最大潜伏期間)、都道府県に対し、毎日、体温、症状の有無等を報告。さらにリスクに応じて具体的な対応を実施(別紙)。

エボラ出血熱対策関係閣僚会議又はエボラ出血熱に関する関係省庁対策会議開催
- 対応方針確認

厚生労働省エボラ出血熱等対策推進本部開催
- 対応方針確認